

資料編

1. 南島原市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、本市の内部機関相互の総合的な連絡調整を図るため、南島原市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

2 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第7条 推進会議に幹事会を置き、推進会議から委ねられた事項について調査研究する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、会長が指名した課長及び室長をもって充て、市民生活部市民課長を幹事長とする。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会にワーキンググループを置き、幹事会から委ねられた男女共同参画施策の内容を個別に調査検討する。
- 5 ワーキンググループの構成員は、幹事長が指名した職員をもって充てる。
- 6 ワーキンググループは、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令第57号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日訓令第26号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	市長
副会長	副市長 教育長
委員	総務部長 地域振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長 議会事務局 農業委員会事務局 教育委員会事務局教育次長 監査委員事務局 衛生局長

2. 南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するため、南島原市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(部会)

第6条 懇話会に、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 平成22年11月1日に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成18年10月1日告示第199号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日告示第67号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第35号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第95号）

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日告示第62号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

3. 南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

	選出分野	氏 名	団体・活動分野	
1	各種団体	川上 玲子	島原人権擁護委員協議会	
2	各種団体	大崎 美和	南島原市社会教育委員	
3	各種団体	荒木 春利	南島原市民生委員児童委員協議会	
4	各種団体	白石 保	南島原市商工会	
5	各種団体	小淵 美智枝	南島原市婦人会連絡協議会	
6	各種団体	中村 修一	南島原市 PTA 連合会	
7	各種団体	岩永 至亮	南島原市認定農業者協議会	
8	各種団体	宮崎 栄子	南島原市食生活改善推進員協議会	
9	各種団体	瀬川 亜沙加	南島原市保育会	
10	公募者	松島 奈美	長崎県男女共同参画アドバイザー	
11	公募者	馬場 公嘉	長崎県男女共同参画推進員	会長
12	公募者	山崎 三久	長崎県男女共同参画推進員	
13	公募者	宮崎 良子	長崎県男女共同参画推進員	
14	公募者	山本 健一郎	長崎県男女共同参画推進員	副会長
15	公募者	宮内 富美子	一般	

4. 南島原市女性人材バンク要綱

(目的)

第1条 この告示は、各分野において識見又は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に情報を提供し、審議会等への女性の積極的登用を目指すため、南島原市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置することを目的とする。

(対象者)

第2条 女性人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住若しくは勤務し、又は市内の団体に所属している20歳以上の女性
- (2) 次のいずれかの分野に関心のある者又は専門的知識若しくは技能を有している者
 - ア 人権・男女共同参画
 - イ 保健・医療
 - ウ 法律・行政
 - エ 福祉・介護
 - オ 環境
 - カ 国際交流
 - キ 農業・水産業・商業・工業
 - ク 建築・土木
 - ケ 育児・子育て
 - コ 教育・スポーツ
 - サ 文化・芸術
 - シ まちづくり・地域活動
 - ス NPO・各種ボランティア

(登録方法)

第3条 女性人材バンクへの登録を申請しようとする者は、南島原市女性人材バンク登録申請書（別記様式）を市に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、登録することが適当と認められた者について、女性人材バンクへ登録するものとする。
- 3 登録に際しては、広い分野からの人材登録を基本とし、自薦・他薦を問わないものとする。他薦者には、申請書を送付し、登録について本人の承諾が得られた者を登録するものとする。

(登録の周知)

第4条 市は、人材の発掘のため、市のホームページの利用、印刷物の配布その他適切な方法により周知に努める。

(女性人材バンクの活用)

第5条 市長は、次に掲げるときに女性人材バンクを活用するものとする。

- (1) 市における各種審議会・委員会等の委員の人選をするとき。
- (2) 市において事業の推進のために女性の人材を必要とするとき。
- (3) セミナー等の講師の依頼及び各種研修会・イベント等の案内のために利用するとき。
- (4) その他市長が必要とするとき。

(情報の管理)

第6条 女性人材バンクに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。

- (1) 女性人材バンクに登録した個人情報、南島原市個人情報保護条例（平成18年南島原市条例第11号）の規定に基づき管理するものとする。
- (2) 女性人材バンクの内容の更新は、変更の申請があった時点で随時行うものとする。
- (3) 定期的に登録者の見直しを行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、女性人材バンクから登録を抹消するものとする。

- (1) 女性人材バンクから登録の抹消を申し出た者
 - (2) その他市長が登録者としてふさわしくないと認めた者
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日告示第 30 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 1 日告示第 88 号）

この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 21 日告示第 93 号）

この告示は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

別記様式（第 3 条関係） 略